



令和3年7月1日
観光庁

地域限定旅行業務取扱管理者試験実施のお知らせ

～地域の体験・交流型旅行商品の企画・販売ニーズに応える試験を実施～

旅行者等が、地域の観光資源・魅力を生かした体験・交流型旅行商品の企画・販売等を行う際に選任が必要な「地域限定旅行業務取扱管理者」となるための試験を、本年度は9月5日(日)に実施いたします。

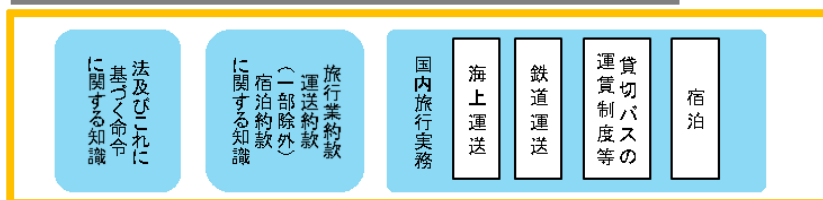
平成30年1月、「通関案内士法及び旅行業法の一部を改正する法律」が施行され、地域限定旅行商品の企画・販売に関する制度の緩和が行われました。

営業所ごとに選任が必要な地域限定旅行者の「旅行業務取扱管理者」について、従来は「総合旅行業務取扱管理者」または「国内旅行業務取扱管理者」の資格が必要でしたが、上記法律の施行により創設されました「地域限定旅行業務取扱管理者」資格のある方を選任できることになりました。

取扱い可能な 旅行範囲	総合旅行業務 取扱管理者	国内旅行業務 取扱管理者	地域限定旅行業務 取扱管理者
日本全国+海外	○	×	×
日本全国	○	○	×
地域限定	○	○	○

試験科目は、法令、約款、国内旅行実務の3科目です。(航空運送に係る運送約款、航空運送に係る利用料金、国内地理等は出題範囲から除外されます。)

地域限定旅行業務取扱管理者試験の科目(イメージ)



地域限定旅行業務取扱管理者試験実施の詳細につきましては、官報公告、観光庁のホームページ(https://www.mlit.go.jp/kankocho/page06_000149.html)をご覧ください。

※受験者におかれましては、試験当日のマスクの着用等、新型コロナウイルスの感染予防対策の徹底にご協力いただきますようお願いいたします。

問い合わせ先：観光庁参事官(旅行振興) 神村、小関
代表：03-5253-8111 (内線 27-340、27-335)
直通：03-5253-8329 FAX：03-5253-1585